

厚木市自治会活動補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市自治会連絡協議会、地区自治会連絡協議会及び単位自治会（以下「自治会」という。）の健全な運営及び活動の推進に対する補助金及び広報紙等印刷物配布手数料（以下「補助金等」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称、交付先及び内容は、別表第1に定めるところによる。

(補助金等の額及び算定資料の提出)

第3条 補助金等の額は、別表第2に定めるところによる。

2 市長は、補助金等を算定するに当たり、必要と認めるときは、算定の基礎となる資料の提出を自治会に対して求めるものとする。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金等の交付時期は、別表第2に定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 自治会等に対する交付金等支給要綱（平成13年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 厚木市自主防災隊活動交付金交付要綱（平成12年4月1日施行）及び防犯灯維持管理交付金交付要綱（平成15年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	交付先	内 容
自治会連絡協議会補助金	厚木市自治会連絡協議会	市自治会連絡協議会の健全な運営及び活動に対する補助
地区自治会連絡協議会補助金	地区自治会連絡協議会	地区自治会連絡協議会の健全な運営及び活動に対する補助
自治会活動補助金	単位自治会	次に掲げる事項に対する補助 (1) 単位自治会の健全な運営及び活動に関すること。 (2) 年末美化清掃の実施に関すること。 (3) 地域防災対策事業の実施に関すること。
広報紙等印刷物配布手数料	単位自治会	広報紙等、行政刊行物の配布に係る役務の提供に要する経費

別表第2（第3条関係）

補助金等の名称	補助金等額(基準単価)		算出方法	交付時期
自治会連絡協議会補助金	948,000円			交付決定後、速やかに一括交付する。
地区自治会連絡協議会補助金	地区割	2,232,000円	144,000円×14地区 216,000円×1地区	
自治会活動補助金	均等割	146,000円	基準単価	
	(うち自治会活動分)	(80,000円)		
	(うち年末美化清掃分)	(10,000円)		
	(うち地域防災対策分)	(56,000円)		
	世帯割	510円	基準単価 ×自治会加入世帯数	
	(うち自治会活動分)	(350円)		
	(うち地域防災対策分)	(160円)		
広報紙等印刷物配布手数料	26円		基準単価×12月 ×配布世帯数	申請後、速やかに一括交付する。

備考1 自治会活動補助金及び広報紙等印刷物配布手数料の額は、当該年度当初に存在する自治会を対象とするもので、年度途中で新設された自治会（既設自治会の分離及び分割による新設を除く。）については、設立月以降の月数であん分した額(広報紙等印刷物配布手数料については、設立月以降の配布回数に応じた額)とする。

2 世帯数を積算の根拠とする補助金等の算定基準日は、毎年5月1日とする。ただし、5月2日以降に新設された自治会については、設立日を算定基準日とする。